

平成 29・30 年度 新潟市入札参加者の格付基準

1 等級及び評点

等級	総合評点				
	土木一式工事	建築一式工事	管工事	電気工事	造園工事
S	1100 以上	1000 以上			
A	980～1099	800～999	720 以上	750 以上	850 以上
B	800～979	670～799	600～719	630～749	700～849
C	680～799	600～669	599 以下	629 以下	699 以下
D	679 以下	599 以下			

※上記 5 工種以外は、総合評点のみとし、格付は行わない。

2 総合評点の計算方法

経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する客観的事項の審査）の総合評定値（客観点）と下記の主観点の合計を総合評点とする。

○主観点について

- ① 新潟市優良工事表彰受賞 20 点
 （平成 27 年度・28 年度のいずれかの年度に表彰を受けた者）

- ② 障がい者雇用 10 点
 （「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用義務があり、法定雇用率以上の障がい者を雇用している者または、雇用義務はないが、障がい者を 1 人以上雇用している者）

- ③ 男女共同参画
 - 育児休業制度を就業規則等に規定している者 5 点
 - 介護休業制度を就業規則等に規定している者 5 点